

内閣参質一八七第五〇号

平成二十六年十一月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山崎 正 昭 殿

参議院議員浜田和幸君提出信教の自由から見た我が国における公的機関等による食品のハラール認証制度の整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出信教の自由から見た我が国における公的機関等による食品のハラール認証
制度の整備に関する質問に対する答弁書

一及び二について

農林水産省としては、我が国におけるハラール認証のための制度の創設については、御指摘のような見解があることは承知しているが、先の答弁書（平成二十六年十月七日内閣参質一八七第六号）四について及び先の答弁書（平成二十六年十月十日内閣参質一八七第一二号）四についてでお答えしたとおり、政府機関がハラール認証を行うことの必要性、憲法第二十条との関係等を整理する必要があると考えており、現時点で、ハラール認証のための制度を創設することは考えていない。

